

(参考) 令和2年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改正事項	平年度	初年度
1.個人所得課税		
企業年金・個人年金制度等の見直し	▲10	0
2.法人課税		
(1) オープンイノベーションを促進するための税制措置の創設	▲150	▲130
(2) 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し	90	70
(3) 交際費等の損金不算入制度の見直し	140	110
(4) 5G導入促進税制の創設	▲130	▲100
(5) 連結納税制度の見直し	10	—
(6) 情報連携投資等の促進に係る税制の廃止	40	40
法人課税 計	0	▲10
3.消費課税		
(1) 軽量な葉巻たばこに係るたばこ税の課税方式の見直し	10	0
(2) 居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度の見直し	40	0
消費課税 計	50	0
4.納税環境整備		
利子税・還付加算金等の割合の引下げ	40	0
合 計	80	▲10

(注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入しています。

(注2) 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設によって、令和2年度に帰属する予定であった消費税額の一部(240億円)が、納付時期のずれにより、令和3年度税収に帰属することとなります。